

65歳以上の皆さんへ

介護保険料の納入について

皆さんに納めていただく介護保険料は、土浦市の介護保険を運営するための大切な財源となります。介護サービスが十分に整えられるように、そして介護が必要となったときには、誰もが安心して介護サービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

問 高齢福祉課介護管理係 (☎826-1111 内線2463)

平成23年度の介護保険料

所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、生活保護を受けている方	1万8200円
第2段階	市民税非課税(世帯全員)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	1万8200円
第3段階	市民税非課税(世帯全員)で、第1段階、第2段階以外の方	3万4200円
第4段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の市民税非課税(本人)で、同じ世帯に市民税課税者がいる方	4万1000円
第5段階	市民税非課税(本人)で、同じ世帯に市民税課税者がいる第4段階以外の方	4万5600円
第6段階	市民税課税(合計所得125万円未満)の方	5万2400円
第7段階	市民税課税(合計所得125万円以上200万円未満)の方	5万7000円
第8段階	市民税課税(合計所得200万円以上500万円未満)の方	6万8400円
第9段階	市民税課税(合計所得500万円以上)の方	8万2000円

介護報酬改定に伴う措置

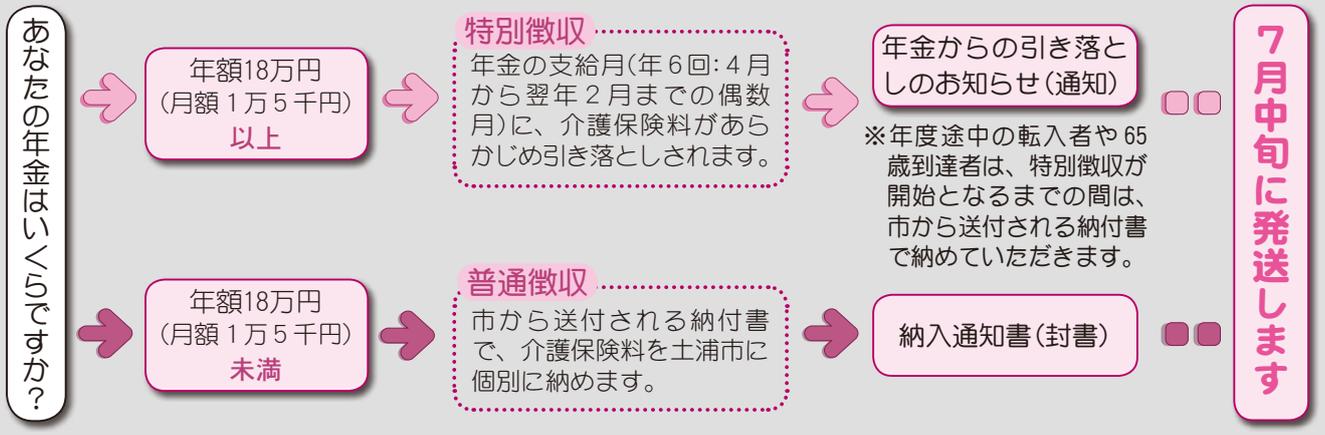
介護従事者の処遇改善のために、平成21年度から介護報酬が3%引き上げられました。介護報酬の引き上げに伴う介護保険料の値上げを抑制するために、平成21年度分の介護保険料は介護報酬の増額分の全額、平成22年度分は増額分の2分の1が、国から特例交付金として助成されています。

保険料の納付が遅れると

特別な事情がないのに介護保険料を一定の期間滞納した場合は、介護サービスを利用するときの保険給付の支払方法の変更や保険給付の全部または一部の支払いの一時差し止め、保険給付額の減額などの保険給付の制限を受けることがあります。

保険料の納め方

65歳以上の方の介護保険料の納め方は2種類(特別徴収・普通徴収)あり、受給している年金の額によって納付の方法が異なります。(年金を受給されていない方は、すべて普通徴収となります)



普通徴収の納期と納入方法

納期・納期限・納付方法は、介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料とも同じです。

納期	納期限	納期	納期限
第1期	平成23年8月1日	第5期	平成23年11月30日
第2期	平成23年8月31日	第6期	平成23年12月26日
第3期	平成23年9月30日	第7期	平成24年1月31日
第4期	平成23年10月31日	第8期	平成24年2月29日

- 納期限内に指定の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所または各支所・出張所で納付してください。
- 便利な口座振替をおすすめします。希望される方は、次の場所で申し込んでください。(普通徴収のみ)
 - ・納税課、各支所・出張所
 - ・指定金融機関またはゆうちょ銀行

※東日本大震災などにより甚大な被害を受けたり、失業・病気などで所得が著しく減少し、介護保険料の納付が困難となった方は、減免を受けられる場合があります。また、介護サービス事業者に支払う利用料についても、減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。